

条例第3条第1項基準チェック表 (第1表-①)

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会
-----	------------------

【第2号】

特定非営利活動法人として、申出の日が属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日からさかのぼって2年以上継続して特定非営利活動を行っていること。

実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間	平成29年10月 1日から令和4年 9月30日まで	
実績判定期間内の各事業年度	㉑	平成29年10月 1日から 平成30年 9月30日まで
	㉒	平成30年10月 1日から 令和元年 9月30日まで
	㉓	令和元年10月 1日から 令和2年 9月30日まで
	㉔	令和2年10月 1日から 令和3年 9月30日まで
	㉕	令和3年10月 1日から 令和4年 9月30日まで

【第6号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 特定非営利活動に係る事業費の金額が150万円以上(年平均)

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (①)
特定非営利活動に係る事業費	10,440,429	10,276,901	17,549,221	13,113,169	13,588,136	64,967,856 円

㉑から㉕までの合計月数 (※㉑)	60月
------------------	-----

年平均の事業費の金額 (① × 12 ÷ ㉑ ≥ 150万円)	12,993,571円
---------------------------------	-------------

(イ) 会員数が50名以上(事業年度平均)

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (②)
会員の人数	252	253	257	254	253	1,269人

㉑から㉕までの事業年度の合計数 (※㉑)	5
----------------------	---

事業年度平均の会員の人数 (② ÷ ㉑ ≥ 50人)	253.8人
----------------------------	--------

* 会員名簿及び会員の人数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-②）

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会
-----	------------------

【第7号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 寄附者の人数が50人以上かつ寄附金額の合計額が15万円以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計
寄附者の人数	54	78	69	69	60	330人 (③)
寄附金額の合計額	1,138,257	1,157,649	1,212,845	1,646,076	862,982	6,017,809円 (④)

㉑から㉕までの合計月数 (※㉑)	60月
------------------	-----

年平均の寄附者の人数 (③ × 12 ÷ ㉑ ≥ 50人)	66人
年平均の寄附金の金額 (④ × 12 ÷ ㉑ ≥ 15万円)	1,203,561.8円

*寄附者名簿及び寄附金の額の算出根拠を示す書類を添付してください。

(イ) 無償の労力の提供等の延べ活動時間数が200時間以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (⑤)
延べ活動時間数						時間

㉑から㉕までの合計月数 (※㉑)	月
------------------	---

年平均の延べ活動時間数 (⑤ × 12 ÷ ㉑ ≥ 200時間)	時間
----------------------------------	----

*無償労力提供者名簿及び延べ活動時間数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-③）

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会		
	記入欄		
【第8号】 実績判定期間における地域の課題の解決に資する特定非営利活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な木造建築等の保存と再生を促進すること、保存がかなわず消失しようとする古い木造建築等と部材を多様な資源として、活用するために、伝統建築の保存・活用の援助や人材養成講座や勉強会で市民への普及啓発を行っている。 ・古材文化の会設計室を核とし、歴史的建造物やまちづくりを担う活動を実践に行っている。 ・歴史ある建物の所有者を支援する活動を「見守るネット」として平成28年から行う。 ・「京都市文化財マネージャー育成講座(建造物)」を実行委員会の事務局団体として運営。 ・京都市や京都府等からの歴史的建造物の調査を受託している。 ・見学会、勉強会、講習会、シンポジウム等を随時開催している。 <p>*課題の解決に資するものであることを示す書類を添付してください。</p>		
【第9号】 実績判定期間における他団体との協働又は支持若しくは助成の実績		実績（有の場合その期間）	協働・支持団体名
	他団体との協働事業	○有（平成29年から令和4年まで）・無	京都市文化財マネージャー育成実行委員会
	民間助成金	有（ ）・○無	
	行政補助金	有（ ）・○無	
	表彰歴	有（ ）・○無	
	その他	有（ ）・○無	
	*協働関係又は支持の実績を示す書類及び協働・支持団体の役員名簿を添付してください。		
【第10号】 寄附金を充当する特定非営利活動が5年以上継続して行われる見込み	<ol style="list-style-type: none"> ① 木造建築の価値評価を含む調査・研究 ② 木造建築の修復及び改修並びに古材活用方法等の助言・援助 ③ 再利用可能な木造建築の解体情報の収集及び解体材のストック 並びに提供、 ④ 伝統的木造建築及び建築資材の歴史と文化に関する調査・研究、 ⑤ 木造建築に関する見学会・技能講習会・研究会の開催 ⑥ 建築廃棄物の減量化・リユース・リサイクルの促進に関する普及・啓発、 ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。 <p>今後も継続してこれらの事業の実施を行いたい。</p> <p>*5年間の収支計画書及び人員体制を示す書類を添付してください。</p>		
【第11号】 外部評価による特定非営利活動の内容を改善する仕組み	外部評価者名 平成29年度 辻本尚子氏（税理士、不動産鑑定士） 平成30年度 原田紀久子氏（NPO法人アントレプレナーシップ開発センター理事長） 令和元年度 原田紀久子氏（NPO法人アントレプレナーシップ開発センター理事長） 令和2年度 森川 宏剛氏（NPO法人京都景観フォーラム 専務理事） 令和3年度 森川 宏剛氏（NPO法人京都景観フォーラム 専務理事） *評価者が団体である場合は当該団体の役員名簿を添付してください。		
	外部評価を受けた日又は受ける予定の日 2018年11月28日、2019年11月7日、2020年10月25日、2021年11月3日、2023年1月17日 *外部評価を受けたこと又は受ける予定であることを示す書類を添付してください。		

(注意事項)

・条例第3条第1項基準チェック表（第1表-③）は、条例第11条第1項に基づく書類（事業報告書等提出書類）の提出時においても第10号及び第11号に係る基準について記載及び添付する必要があります。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-④）

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会
-----	------------------

【第1号】 市内に有する事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所：京都市山科区西野山階町35番地 ・その他の事務所（従たる事務所）なし
【第3号】 インターネットの利用等による当該申出法人に関する規則で定める情報の公開	<p>公開方法・場所：京都市山科区西野山階町35番地 古材文化の会事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用 (URL http://www.kozai.or.jp/) ・その他 (なし)
【第4号】 寄附金を充当する予定の特定非営利活動を実施することができる運営組織	<p>① 定款に定める意思決定の手續</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総会の議決 ・理事会の議決 ・その他 () <p>② 当該特定非営利活動を行うための体制</p> <pre> graph TD A[総会 会員 254名] --- B[理事会 理事 19名 監事 2名] A --- C[事務局 職員 2名] B --- D[企画部会] B --- E[利用相談部会 + 古材文化の会設計室] B --- F[歴史ある建物調査室] B --- G[見守るネット部会] B --- H[伝統建築保存・活用マネージャー会 (略称: KOMO)] B --- I[年輪年代学研究所] C --- J[京都市文化財マネージャー育成講座事務局] </pre> <p>* 定款に定める手續を経て意思決定を行ったことを示す書類（会議録等）及び当該特定非営利活動を行うための体制を示す書類を提示ください。</p>

(注意事項)

・条例第3条第1項基準チェック表（第1表-④）は、条例第11条第1項に基づく書類（事業報告書等提出書類）の提出時においても第3号及び第4号に係る基準について記載及び添付する必要があります。

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第2号) 基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会	チェック欄																																							
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○																																							
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																									
<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px 10px;">実績判定期間</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">(指標 事業費) 64,967,856円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">0円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">イ</td> <td style="width: 40%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 5%;">⑧</td> <td style="width: 35%;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>⑨</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>⑩</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>⑪</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>⑫</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)</td> <td>⑬</td> <td>0円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合 (②÷①)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">0%</td> </tr> </table>			すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費) 64,967,856円	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	0円		イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	⑧	0円			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑨	0円		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑩	0円		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑪	0円		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑫	0円		合計	(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	⑬	0円	基準となる割合 (②÷①)	③	0%
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費) 64,967,856円																																							
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	0円																																							
	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	⑧	0円																																					
		会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	⑨	0円																																					
	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑩	0円																																					
	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑪	0円																																					
	ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑫	0円																																					
	合計	(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	⑬	0円																																					
基準となる割合 (②÷①)	③	0%																																							

条例第3条第1項第5号（法45条第1項第3号）基準等チェック表（第3表）

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会					
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						
イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること						
(1) 役員及びその親族等						
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等						
区 分 (各事業年度)	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	H29年10月1日					
	～H30年9月30日	22人	0人	0%	0人	0%
㊹	H30年10月1日					
	～R1年9月30日	22人	0人	0%	0人	0%
㊺	R1年10月1日					
	～R2年9月30日	20人	0人	0%	0人	0%
㊻	R2年10月1日					
	～R3年9月30日	20人	0人	0%	0人	0%
㊼	R3年10月1日					
	～R4年9月30日	21人	0人	0%	0人	0%
申 請 時		21人	0人	0%	0人	0%

㊸ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ 各社員の表決権が平等であること

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第 29 条第 1 項に、「各正会員の表決権は、平等なるものとする。」と規定。	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ○いいえ	はい ○いいえ	はい ○いいえ	はい ○いいえ	はい ○いいえ	はい ○いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ	○はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第 3 表付表 2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・○無	有・○無	有・○無	有・○無	有・○無	有・○無

(注意事項)

- ・ 条例第 3 条第 1 項第 5 号 (法 45 条第 1 項第 3 号) 基準等チェック表 (第 3 表) は、条例第 11 条第 1 項に基づく書類 (事業報告書等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 継続の申出に当たっては、条例第 11 条第 1 項に基づく書類 (事業報告書等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		22人	22人	20人	20人	21人	21人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		
荒木 勇		理事		○	○	○	○	○		令和3年 11月30日 退任
井手 晃二		理事		○	○	○	○	○	○	
笠原 啓史		理事		○	○	○	○	○	○	
川辺 昌弘		理事		○	○	○	○	○		平成29年 12月1日 新任、令和 3年11月 30日退任
桐谷 邦夫		理事		○	○	○	○	○		令和3年 11月30日 退任
栗山 裕子		理事		○		○	○	○	○	平成29年 11月30日 退任、 令和元年 12月1日 新任、
中村 則正				○						平成29年 11月30日 退任
古賀 芳智		理事		○	○	○	○	○		令和3年 11月30日 退任

清水 安治		理事		○	○	○	○	○		令和3年 11月30日 退任
中川 等		理事		○	○	○	○	○	○	
橋野 田鶴子		理事		○						平成29年 11月30日 退任
藤原 哲也		理事		○	○	○				令和元年 11月30日 退任
光本 大助		理事		○	○	○	○	○	○	
村上 忠孝		理事		○	○	○				令和元年 11月30日 退任
熊田 孝		理事		○	○	○	○	○	○	
中井 玲子		理事		○	○	○				令和元年 11月30日 退任
日向 進		理事		○	○	○	○	○	○	
中村 利夫		理事		○	○	○	○	○	○	
徳光 都妃子		理事		○						平成29 年11月30 日退任
永松 尚		理事		○	○	○	○	○	○	
大滝 雄介		理事		○	○	○				平成29年 12月1日 新任、令和 元年11月 30日退任
三島 悦子		理事		○	○	○				平成29年 12月1日 新任、令和 元年11月 30日退任

風月 貴広		理事		○	○	○	○	○	○	平成 29 年 12 月 1 日 新任	
平井 忠司		理事		○	○	○	○	○		平成 29 年 12 月 1 日 新任、令和 3 年 11 月 30 日退任	
畝 博之		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
小出 純子		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
青柳 美樹		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
成宮 範子		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
高島 和之		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
長樂 克博		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
遠島 和恵		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
北條 順子		理事							○	○	令和 3 年 12 月 1 日 新任
浜岸 吉満		監事		○	○	○	○	○	○		
藤岡 龍介		監事		○	○	○	○	○	○		
上代 眞廣		理事				○	○	○			令和元年 12 月 1 日 新任、令和 3 年 11 月 20 日退任
菅澤 茂		理事				○	○	○	○		令和元年 12 月 1 日 新任

(注意事項)

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	電子帳簿、印刷帳簿	一週間ごと	5年間
仕訳帳	電子帳簿	発生の都度	5年間
証憑書類	冊子	発生の都度	5年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 継続の申出に当たっては、添付の必要はありません。

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第4号) 基準等チェック表(第4表)

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会					
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無	有・〇無
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
項 目	実績判定期間					
事業費の総額	①	64,967,856円				
特定非営利活動に係る事業費の額	②	64,967,856円				
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%				
④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。						
使用した指標	単位					
・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。						
※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。						
勘定科目	金額					
	円					
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
項 目	実績判定期間					
受入寄附金総額	①	10,158,234円				
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	10,158,234円				
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%				

(注意事項)

- ・「条例第3条第1項第5号(法45条第1項第4号) 基準等チェック表(第4表)」は、条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、ハ及びニの記載の要はありません。
- ・継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会
-----	------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く） 無し

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	平成29年10月1日～令和5年1月4日
------	---------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4人	23,314,443円

(注意事項)

・継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類（事業報告書等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会
-----	------------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(註)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。) 無し

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。) 無し

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。) 別紙のとおり

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項 無し

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金) 無し

支出先の名称等	住 所 等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、条例第11条第1項に基づく書類 (事業報告書等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・継続の申出に当たっては、条例第11条第1項に基づく書類 (事業報告書等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
中村利夫	理事	委託費	2017/11/10	19,000	京都府暫定調査
熊田孝	理事	委託費	2018/1/12	19,000	京都府暫定調査
中井玲子	理事	委託費	2018/2/15	51,000	京都府暫定調査
永松尚	理事	委託費	2018/4/12	80,000	京都市 京彩調査
笠原啓史	理事	委託費	2018/5/25	80,000	京都市 京彩調査
井手晃二	理事	委託費	2018/7/18	21,600	設計室支払 業務委託
中井玲子	理事	委託費	2018/7/18	55,000	設計室支払 業務委託
笠原啓史	理事	委託費	2018/7/18	291,600	設計室支払 業務委託
笠原啓史	理事	委託費	2018/9/13	61,380	京都府暫定調査
中井玲子	理事	委託費	2018/9/13	14,150	京都府暫定調査
中井玲子	理事	委託費	2018/9/14	20,000	京都市 京彩調査
永松尚	理事	委託費	2018/9/14	20,000	京都市 京彩調査
熊田孝	理事	委託費	2018/9/30	18,275	京都府暫定調査
中村利夫	理事	委託費	2018/9/30	11,000	京都府暫定調査
浜岸吉満	監事	委託費	2018/9/30	5,750	京都府暫定調査
笠原啓史	理事	委託費	2019/5/24	25,190	京都府暫定調査
笠原啓史	理事	委託費	2019/6/5	756,000	藤田家調査
熊田孝	理事	委託費	2019/9/3	20,000	京彩田畑家調査
笠原啓史	理事	委託費	2019/9/13	756,000	藤田家改修設計監理
井手晃二	理事	委託費	2019/9/13	750,000	藤田家耐震設計
中井玲子	理事	委託費	2019/9/17	296,000	藤田家改修設計監理
笠原啓史	理事	委託費	2019/9/18	66,000	京彩調査謝金 和光庵・岩井家
平井忠司	理事	委託費	2019/9/18	80,000	榎谷文庫調査
中井玲子	理事	委託費	2019/9/27	20,000	京彩調査謝金 和光庵
永松尚	理事	委託費	2019/9/27	78,595	京彩調査謝金 長谷川家・太田家他
笠原啓史	理事	委託費	2019/12/26	770,000	藤田家住宅改修工事設計監理費
笠原啓史	理事	委託費	2020/3/10	343,200	並河七宝記念耐震修理調査
熊田孝	理事	委託費	2020/4/30	110,000	同志社大学致遠館調査業務
笠原啓史	理事	委託費	2020/4/30	110,000	同志社大学致遠館調査業務
日向進	理事	委託費	2020/5/1	495,000	同志社大学致遠館調査
永松尚	理事	委託費	2020/5/1	147,500	同志社大学致遠館調査
風月貴広	理事	委託費	2020/5/1	27,500	同志社大学致遠館調査
笠原啓史	理事	委託費	2020/6/10	343,200	並河靖之七宝記念館耐震修理調査
日向進	理事	委託費	2020/6/10	198,000	並河靖之七宝記念館耐震修理調査
笠原啓史	理事	委託費	2020/7/10	1,010,900	藤田家住宅改修工事設計監理費
風月貴広	理事	委託費	2020/9/3	24,000	京彩認定調査
中川等	理事	委託費	2020/9/10	30,000	京彩認定調査
栗山裕子	理事	委託費	2020/9/11	20,000	京彩認定調査
永松尚	理事	委託費	2020/9/25	73,500	京彩認定調査
中川等	理事	委託費	2020/9/30	77,000	歴調調査 浄瑠璃寺 沖家住宅
永松尚	理事	委託費	2020/9/30	55,000	浄瑠璃寺 沖家住宅調査
笠原啓史	理事	委託費	2020/9/30	20,000	京彩認定調査
井手晃二	理事	委託費	2020/11/10	440,000	強縁寺耐震性能検討業務
笠原啓史	理事	委託費	2021/4/10	41,019	暫定登録文化財調査
風月貴広	理事	委託費	2021/4/14	34,100	奈良県御所氏南家調査業務
永松尚	理事	委託費	2021/4/14	207,922	奈良県御所氏南家調査業務
中川等	理事	委託費	2021/4/14	63,030	奈良県御所氏南家調査業務
日向進	理事	委託費	2021/4/30	600,000	加悦町尾藤家住宅調査業務
栗山裕子	理事	委託費	2021/5/10	30,000	南丹市美山町保存地区調査業務
笠原啓史	理事	委託費	2021/8/10	605,000	旧並河靖之邸主屋保存修理事業
永松尚	理事	委託費	2021/9/30	47,000	京彩建物庭園認定調査
風月貴広	理事	委託費	2021/9/30	5,000	京彩建物庭園認定調査
中川等	理事	委託費	2021/9/30	30,000	京彩建物庭園認定調査
栗山裕子	理事	委託費	2021/9/30	30,000	京彩建物庭園認定調査
笠原啓史	理事	委託費	2021/11/10	605,000	旧並河靖之邸保存修理事業
永松尚	理事	委託費	2021/12/27	20,000	京彩建物庭園認定調査
高島和之	理事	委託費	2022/2/10	12,100	榎谷文庫洋館調査業務
笠原啓史	理事	委託費	2022/4/8	605,000	旧並河邸母屋保存修理事業
高島和之	理事	委託費	2022/4/8	33,000	旧並河邸母屋保存修理事業
長樂克博	理事	委託費	2022/4/8	273,625	旧並河邸母屋保存修理事業
高島和之	理事	委託費	2022/5/17	446,600	歴史的建造物支援業務
遠島和恵	理事	委託費	2022/5/17	51,600	歴史的建造物支援業務
栗山裕子	理事	委託費	2022/5/17	72,594	歴史的建造物支援業務
笠原啓史	理事	委託費	2022/5/17	49,914	歴史的建造物支援業務
長樂克博	理事	委託費	2022/7/8	192,225	旧並河靖之邸主屋保存修理事業
笠原啓史	理事	委託費	2022/7/8	363,000	旧並河靖之邸主屋保存修理事業
高島和之	理事	委託費	2022/8/24	21,540	京彩認定調査
笠原啓史	理事	委託費	2022/8/26	70,000	京彩認定調査
風月貴広	理事	委託費	2022/8/26	10,000	京彩認定調査
遠島和恵	理事	委託費	2022/8/26	26,600	京彩認定調査
栗山裕子	理事	委託費	2022/8/27	26,600	京彩認定調査
成宮範子	理事	委託費	2022/8/27	20,000	京彩認定調査
永松尚	理事	委託費	2022/9/5	62,900	京彩認定調査
永松尚	理事	委託費	2022/9/10	22,274	京彩認定調査
小出純子	理事	委託費	2022/9/10	10,000	京彩認定調査
中川等	理事	委託費	2022/9/14	30,000	京彩認定調査
北條順子	理事	委託費	2022/9/22	30,000	京彩認定調査
長樂克博	理事	委託費	2022/9/30	151,800	榎谷文庫 保存修理事業
高島和之	理事	委託費	2022/9/30	275,000	榎谷文庫 保存修理事業
笠原啓史	理事	委託費	2022/9/30	363,000	旧並河靖之邸主屋保存修理事業
長樂克博	理事	委託費	2022/9/30	188,100	旧並河靖之邸主屋保存修理事業
合計				13,645,883	

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第5号)基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	○
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		○する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 条例第3条第1項第5号(法45条第1項第5号)基準等チェック表(第5表)は、条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 継続の申出に当たっては、添付の必要はありません。

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第6号, 第7号) 基準等チェック表
(第6, 7表)

法人名	特定非営利活動法人 古根文化会
-----	-----------------

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第6号) 基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 <input type="radio"/>			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
○有 ・ 無	○有 ・ 無	○有 ・ 無	○有 ・ 無	○有 ・ 無

条例第3条第1項第5号(法45条第1項第7号) 基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実, 偽りその他不正の行為により何らかの利益を得, 又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input type="radio"/>				
法令に違反する事実, 偽りその他不正の行為により何らかの利益を得, 又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ ○無	有 ・ ○無	有 ・ ○無	有 ・ ○無	有 ・ ○無	有 ・ ○無
(注) 認定基準等チェック表(第7表)は, 条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

(注意事項)

- ・ 条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)の提出時に当たっては, 条例第3条第1項第5号(法45条第1項第6号) 基準等チェック表(第6表)は, 記載する必要はありません。
- ・ 継続の申出に当たっては, 条例第3条第1項第5号(法45条第1項第6号) 基準等チェック表(第6表)の記載の必要はありません。また, 条例第11条第1項に基づく書類(事業報告書等提出書類)に記載した事項について, 改めて記載する必要はありません。

条例第5条チェック表

法人名	特定非営利活動法人 古材文化の会	
<p>条例の定め又は有効期間の継続の基準にかかわらず、次のいずれかに該当する法人は条例の定め又は有効期間の継続を受けることができません。</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者	該当の有無
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合若しくは特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合又は寄附金規定条例の規定から控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を削る旨の改正が行われた場合において、その取消しの原因又は改正の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人若しくは当該特例認定特定非営利活動法人又は当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日又は改正の日から5年を経過しない者	有・〇無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・〇無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは京都市暴力団排除条例又は京都府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等（法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・〇無
ニ	暴力団の構成員等（法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者）	有・〇無
2	認定又は特例認定を取り消され若しくは寄附金規定条例の規定から控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を削る旨の改正が行われ、その取消しの日又は改正の効力が生じた日から5年を経過しない法人	はい・〇いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・〇いいえ
4	国税又は地方税を滞納している法人、国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・〇いいえ
添付書類	申出（継続の申出を含む。）時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（事業報告書等提出書には添付不要）	〇はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・〇いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・〇いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・〇いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人古材文化の会
-----	-----------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
① 再利用可能な木造建築の解体情報の収集及び解体材のストック並びに提供事業	木造建築の解体情報の収集及び提供	通年	会事務所等	10人	全国 200人	500,000
② 木造建築の修復及び再生並びに古材活用方法等の助言・援助事業	木造建築の修復・再生並や古材活用方法等の助言と援助	通年	会事務所等	50人	全国 300人	1,000,000
③ 木造建築及び部材の価値判定を含む調査・研究	木造建築等の樹種及び年代等の判定調査	通年	会事務所等	20人	全国 300人	500,000
④ 伝統的木造建築の建築技術及び管理技術の調査・研究事業	木造建築の建築技術及び管理技術の調査普及	通年	会事務所等	50人	全国 500人	500,000
⑤ 伝統的木造建築及び建築資材の歴史と文化に関する調査・研究事業	木造建築に係る歴史及び文化の調査研究	通年	会事務所等	50人	全国 500人	500,000
⑥ 木造建築に関する見学会・技能講習会・研究会の開催及び木造建築関連文化の振興と資源の有効利用に関する出版等による普及・啓発事業	市民及び所有者への木造建築に関する知識の普及と啓発（人材養成講座を含む）	通年	会事務所等	100人	全国 800人	1,000,000
⑦ 持続可能な社会実現に向けた木材を始めとする天然資源の有効利用及び建築廃棄物の減量化・リユース・リサイクルの促進に関する普及・啓発事業	市民及び社会への木造建築分野での持続可能な社会実現に向けた普及と啓発	通年	会事務所等	50人	全国 800人	1,000,000
⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	木造建築サポートセンターの運営（残したい建物のデータベース構築と支援）	通年	会事務所等	300人	全国 2,000人	8,000,000

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

京都銀行 稲荷支店 普通

郵貯銀行 当座